

令和元年11月21日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）の一部が本年12月1日から施行されることに伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号。以下「改正府令」という。）等が本年9月19日に公布され、本年12月1日から施行される。

改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第1条第2項第1号において、新たに原動機を用いる小児用の車について警察署長が行う確認（以下単に「確認」という。）の事務が規定されたが、当該確認の手續等については、下記のとおりとするので、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 確認の手續

(1) 申請の手續等

確認は、車体の大きさの基準（府令第1条第1項第1号に定める基準（車体の大きさは、長さ120センチメートル、幅70センチメートル及び高さ120センチメートルを超えないこと。）をいう。以下同じ。）に適合しない原動機を用いる小児用の車の利用者から、所轄警察署長（府令第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する警察署長をいう。以下同じ。）に対し、確認申請書（別記様式第1）の提出があった場合に行う。

(2) 審査の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる小児用の車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次の書類を提出させ、当該書類の書面審査（当該書類のみでは判断できない場合においては、当該書面審査並びに申請に係る小児用の車及び特定の通行方法についての現地調査）により確認の適否を判断する。

ア 申請に係る小児用の車を作成し、又は販売する者の作成に係る当該小児用の車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する次に例示するような書類

(ア) 申請に係る小児用の車が通行する経路を示す見取図

(イ) 見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る小児用の車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講ずる安全措置（小児用の車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面

(3) 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証（別記様式第2）を交付すること。

2 確認証の携帯

利用者が確認を受けた小児用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させること。

3 確認証の返納

利用者が確認を受けた小児用の車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を所轄警察署長に返納させること。

4 運用上の留意事項

原動機を用いる小児用の車で車体の大きさの基準に適合しないもので、当該小児用の車を特定の通行方法によって通行させることで、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて確認を受けていないものは、道路交通法

上の歩行補助車等には該当しないことになることから、このような原動機を用いる小児用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに確認を受けるよう指導すること。

5 その他

- (1) 所轄警察署長は、確認証の交付状況を原動機を用いる小児用の車確認証交付記録台帳（別記様式第3）に記載すること。
- (2) 確認申請書及び原動機を用いる小児用の車確認証交付記録台帳の保存期間は、長期とする。

別記様式第 1

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、同号の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車の利用者	住所
	氏名
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車	小児用の車の名称
	型式
	製品番号
	<p style="text-align: center;">大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容	

- 備考 1 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
- 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第2

7.5

第 号

交付 年 月 日

確 認 証

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の小児用の車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。

警察署長 印

記

1 利用者
住 所
氏 名

2 小児用の車の概要

(1) 小児用の車の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 小児用の車の大きさ

長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

3 特定の通行方法の内容

(1) 経路

(2) その他

注意事項

1 確認を受けた小児用の車を道路で通行させる場合には、必ずこの確認証を携帯してください。

2 確認を受けた小児用の車を利用することをやめた場合は、速やかに確認証を返納してください。

11.5

- 備考
- 1 利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
 - 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

